

# パート収入と税金について



パートで働いている方にとって、パートの年間収入がいくらまでなら税金がかからないのか、また、配偶者が受けられる控除がどうなるのかは、大変気になるところです。

ここでは、夫に市・県民税が課税されている妻の場合について説明します。

※妻に市・県民税が課税され、夫にパート収入がある場合は、妻を夫と、夫を妻と読み替えてご覧ください。

## 妻自身への課税は？

96万5千円以下

市・県民税  
ゼロ

103万円以下

所得税  
ゼロ

妻のパートの年間収入が **96万5千円以下**であれば、市・県民税は課税されません。基礎控除のみで課税計算した場合 **96万5千円**を超えると、市・県民税は課税になります。また、所得税は、年間収入 **103万円以下**では課税されません。

## 夫が受けられる控除は？

妻のパートの年間収入が **103万円以下**であれば、「配偶者控除」の適用を受けることができます。また、妻の年間収入が **103万円超～141万円未満**であれば、「配偶者特別控除」の適用を受けることができますが、妻の年間収入が多いほど、控除額が少なくなる仕組みになっています。(裏面参照)

※「配偶者特別控除」は、夫の合計所得金額が、1,000万円（給与収入で12,315,790円）を超える場合は適用されません。

妻の  
パート収入と  
税金の関係

妻のパートの年間収入	妻自身の税金		夫に適用される所得控除
	市・県民税	所得税	
96万5千円以下	かからない	かからない	配偶者控除
96万5千円超～103万円以下	かかる	かかる	配偶者特別控除
103万円超～141万円未満			受けられない
141万円以上			

お問い合わせ

静岡市

市民税課

普通徴収第1係

普通徴収第2係

特別徴収係

清水市税事務所

☎ 221-1041

☎ 221-1542

☎ 221-1043

☎ 354-2072～2075



# 配偶者控除・配偶者特別控除 早見表

	妻のパート(年間)		配偶者特別控除	配偶者控除
	年間収入	所得金額		
配偶者控除が適用されます。	103万円以下	38万円以下	適用されない	適用される
配偶者特別控除が適用されます。	103万円超 105万円未満	38万円超 40万円未満	市・県民税33万円 所得税38万円	適用されない
	105万円以上110万円未満	40万円以上45万円未満	市・県民税33万円 所得税36万円	
	110万円以上115万円未満	45万円以上50万円未満	※以下同額 31万円	
	115万円以上120万円未満	50万円以上55万円未満	26万円	
	120万円以上125万円未満	55万円以上60万円未満	21万円	
	125万円以上130万円未満	60万円以上65万円未満	16万円	
	130万円以上135万円未満	65万円以上70万円未満	11万円	
	135万円以上140万円未満	70万円以上75万円未満	6万円	
	140万円以上141万円未満	75万円以上76万円未満	3万円	
	141万円以上	76万円以上	適用されない	

※年間収入が110万円以上141万円未満の場合、市・県民税と所得税の配偶者特別控除額は同額です。

配偶者控除の控除額	
市・県民税	所得税
70歳以上の配偶者 …… 38万円	70歳以上の配偶者 …… 48万円
その他の配偶者 …… 33万円	その他の配偶者 …… 38万円
☆配偶者が障害者の場合、他に障害者控除が受けられます。	☆配偶者が障害者の場合、他に障害者控除が受けられます。

## パート収入に対する税額速算表

(所得控除が基礎控除だけの場合)

年間収入(万円)	所得金額(万円)	市・県民税額		
		所得割	均等割	年税額
0~96.5	0~31.5	0円	0円	0円
100	35	0円	5,400円 (※3,900円)	5,400円 (3,900円)
103	38	2,500円		7,900円 (6,400円)
110	45	9,500円	5,400円	14,900円
115	50	14,500円		19,900円
120	55	19,500円		24,900円
125	60	24,500円		29,900円
130	65	29,500円		34,900円

※均等割の納税義務を負う控除対象配偶者については、均等割が軽減されます。

## よくある質問

**Q** 会社を辞めたのですが、いつから夫の扶養に入れますか？

**A** 市・県民税は、前年の所得に基づいて計算されます。辞めた年の年間収入が103万円以下の場合、配偶者控除が受けられます。なお、失業手当は課税の対象にならない収入であるため、ここにいう年間収入には含まれません。

**Q** 130万円を超えると、扶養に入れなくなると聞いたのですが？

**A** 税金の扶養ではなく、健康保険の扶養と思われます。詳しくは夫の勤務先の健康保険組合などにお問い合わせください。

このチラシの内容は、平成29年1月1日現在の地方税法等に基づいているため、今後の法改正等により変更となる場合があります。